

顧問先各位

<ご一読推薦者>

- 経営者
 経理担当者
 従業員

初鹿会計事務所（認定経営革新等支援機関）

〒400-0043

山梨県甲府市国母 8 丁目 4 番 40 号

TEL 055-220-6885

FAX 055-220-6887

URL <http://www.hatsushika-kaikei.com/>

円滑な事業承継をご提案します

事業承継への取り組みは中小企業にとって、会社の存続に係る非常に大きな問題です。後継者が十分に力を発揮できるよう時間をかけて育てていくために、現経営者のバックアップは大変重要です。早めに事業承継に向けた準備に着手する必要があるといえます。

平成30年度税制改正において、事業承継時の贈与税・相続税の納税を猶予する事業承継税制が大きく改正され、10年間限定の特例措置が設けられました。

この機会に、会社の未来について考えてみませんか。

事業承継のための STEP

STEP 1

承継の準備 現状の把握



STEP 2

承継の方法・後継者の確定

事業承継には大きく分けて3つのタイプがあります

- ①親族への承継
- ②役員・従業員への承継
- ③社外への引継ぎ（M&A※など）



STEP 3

事業承継計画の作成

事業承継の時期について、後継者教育、株式・財産の分配など多方面から検討、シミュレーションを行い最適な時期を選択

※M&A（エムアンドエー）は英語のMergers（合併）and Acquisitions（買収）の略です。つまりM&Aとは、複数の企業を一つの企業に統合したり（合併）、ある企業が他の企業の株式や事業を買い取ったりする事（買収）をいいます。

円滑な事業承継には支援機関の協力が必要です。お気軽にご相談ください。

最低賃金が改定になります

平成30年10月3日より山梨県の最低賃金が**810円**（時間額）に改定されます。給与支給の際はご注意ください。※電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業は**869円**、自動車・同附属品製造業は**875円**の現行通りとなります。

山梨県以外の地域も改定になっておりますので、ご確認下さいますようお願いいたします。